

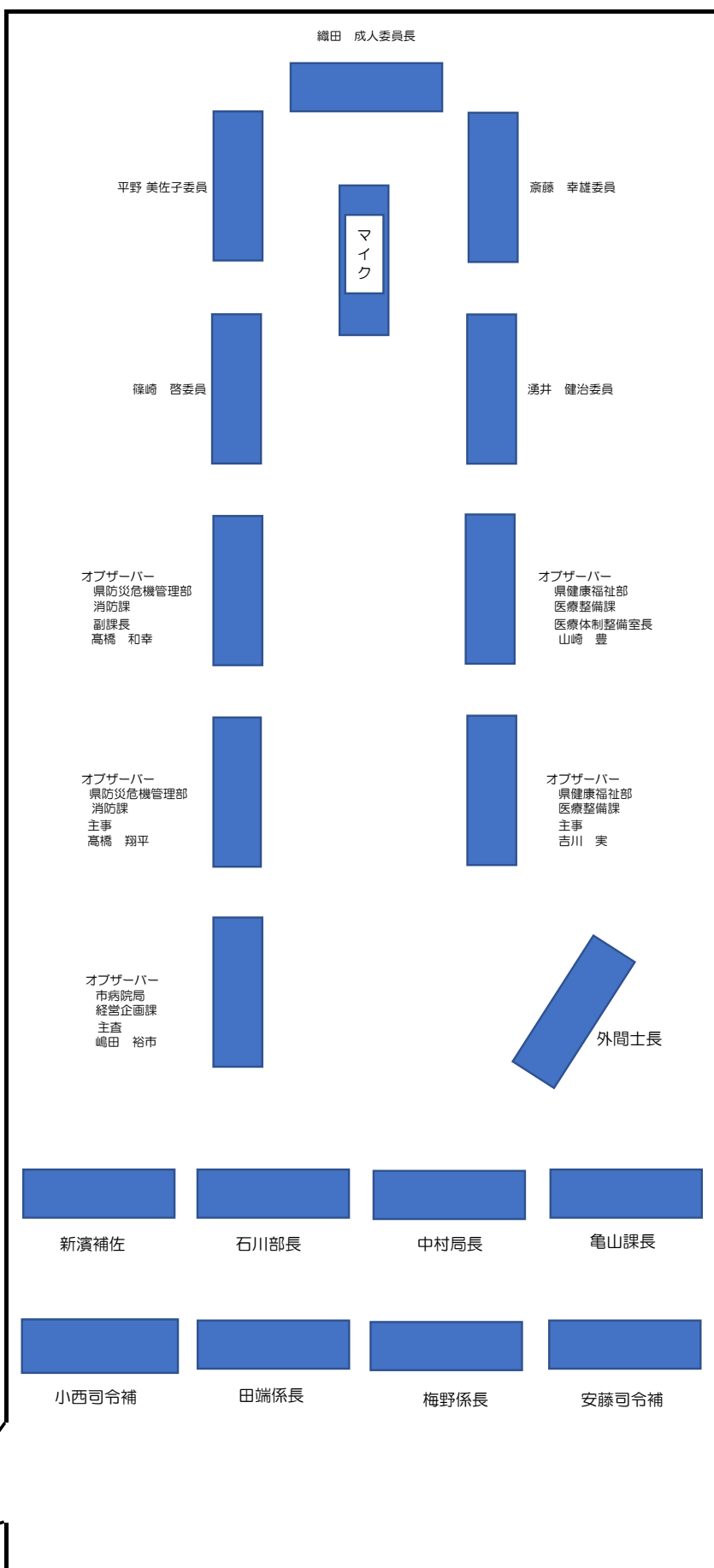
令和2年度第3回千葉市救急業務検討委員会

日時：令和3年2月26日（金）
19時00分～20時00分
場所：千葉市消防局（セーフティーちば）
7階「作戦室」

次 第

- 1 開会
- 2 議事概要報告
「令和2年度第2回千葉市救急業務検討委員会」議事概要
- 3 議題
 - (1) 議題1 指令管制業務に関する事後検証の開始について
 - (2) 議題2 救急隊員再教育体制の変更について
 - (3) 議題3 ちば消防共同指令センター常駐医師の委嘱に関する要件の変更について
- 4 報告
 - (1) 報告1 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - (2) 報告2 令和2年度主要業務（事後検証、指示・指導及び助言並びに教育）の実施状況について
- 5 その他
 - (1) 新型コロナウイルスワクチン予防接種について
 - (2) 令和3年度第1回千葉市救急業務検討委員会の開催予定について
- 6 閉会

令和2年度第3回千葉市救急業務検討委員会席次表



【Web中継により参加】

中田 孝明委員
竹内 純子委員
石橋 巖委員
福田 和正委員
景山 雄介委員
寺井 勝委員

オブザーバー

千葉大学大学院医学研究院 救急集中治療医学 准教授 安部 隆三
市保健福祉局医療政策課 課長 風戸 一彦
市保健福祉局医療政策課 主査 奥村 貴史
市保健福祉局医療政策課 主任主事 堀内 信和

令和2年度第2回千葉市救急業務検討委員会

議 事 概 要

1 日 時 令和2年8月19日（水） 19時00分から20時00分まで

2 場 所 千葉市中央区長洲1丁目2番1号
千葉市消防局（セーフティーちば）7階 作戦室

3 出席者

(1) 委 員（15人）

織田 成人委員長、中田 孝明委員、竹内 純子委員、斎藤 幸雄委員、
石橋 巖委員、平野 美佐子委員、谷嶋 隆之委員、福田 和正委員、
湧井 健治委員、景山 雄介委員、中田 泰彦委員、中村 真人委員、
篠崎 啓委員、寺井 勝委員、山本 恭平委員

(2) 事務局

中村局長、石川警防部長、亀山救急課長、新濱救急課長補佐、梅野救急管理係長、
田端高度化推進係長、小西司令補、外間士長

(3) オブザーバー

医療機関：安部医師（千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学）

千 葉 県：高橋副課長（防災危機管理部消防課）

高橋主事（防災危機管理部消防課）

山崎医療体制整備室長（健康福祉部医療整備課）

吉川主事（健康福祉部医療整備課）

千 葉 市：今泉部長（保健福祉局医療衛生部）

奥村主査（保健福祉局医療衛生部医療政策課）

嶋田主査（病院局経営企画課）

4 会議内容

(1) 議事概要報告

「令和2年度第1回千葉市救急業務検討委員会」議事概要

(2) 議題

ア 議題1 指令管制に関する専門部会の設置について

イ 議題2 救急隊現場活動マニュアルの改訂について

(3) 報告

報告1 新型コロナウイルス感染症への対応について

5 議事概要

(1) 「令和2年度第1回千葉市救急業務検討委員会」議事概要

令和2年4月22日（水）に開催された令和2年度第1回千葉市救急業務検討委員会の議事概要は、令和2年度第2回千葉市救急業務検討委員会の会議資料として事務局から各委員宛てに事前配布されていたことから、議事概要に関する疑義、意見等なく了承された。

(2) 議題1 指令管制に関する専門部会の設置について

事務局から、ちば消防共同指令センターにおける指令管制に関する事後検証体制及び教育体制の現状を説明した。審議の結果、千葉市救急業務検討委員会の下部組織として指令管制に関する専門部会の設置について承認された。

(3) 議題2 救急隊現場活動マニュアルの改訂について

事務局から、消防庁からの通知及び救急情報共有システムの運用開始に伴い、マニュアルプロトコール専門部会において救急隊現場活動マニュアルの改訂作業を行った結果を上程した。審議の結果、上程したマニュアルに基づき救急業務を開始することについて承認された。

(4) 報告1 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症に関わる救急出動の状況、医療機関の受入状況及び救急隊の感染防止対策について、事務局から報告があった。

議題 1

指令管制業務に関する事後検証の開始について

議案要旨

令和2年8月に開催された第2回千葉市救急業務検討委員会で、指令管制に関する専門部会の設置について御承認いただき、専門部会設置後は事後検証体制と教育体制について検討を重ねました。

令和3年4月から事後検証を開始するため、上程した専門部会案について、御審議をお願いするものです。

- 資料1 検証票
- 資料2 検証票（選択肢あり）

専門部会の概要

専門部会員

	所属	役職	氏名	
1	千葉大学大学院医学研究院 救急集中治療医学	准教授	安部 隆三	専門部会長
2	千葉県救急医療センター	集中治療科 担当部長	松村 洋輔	
3	あかいし脳神経外科クリニック	院長	赤石江太郎	
4	みつわ台総合病院	救急室室長	宮崎 晃行	
5	千葉市立青葉病院	救急集中治療科 統括部長	森田 泰正	

オブザーバー

	所属	役職	氏名
1	警防部指令課	担当課長	奈良 清孝
2	警防部指令課	主査	加藤 博文
3	警防部指令課	司令補	小林 祐太
4	美浜消防署	総括指導救命士	坂本 剛

第3回専門部会では、ちば消防共同指令センターの管轄である7MCのうち、千葉MC以外の6MCの医師3人が出席した。

開催状況

	開催日及び開催会場	検討事項	参加者
第1回	令和2年9月25日(金) 消防局7階	<ul style="list-style-type: none"> ・議題1 部会長の選出及び職務代理者の指名等について ・議題2 議事録の確定方法について ・議題3 指令管制業務における教育・事後検証に関する課題抽出及び検討について 	専門部会員 : 5人 オブザーバー : 4人
第2回	令和2年11月16日(月) 消防局7階	<ul style="list-style-type: none"> ・議題1 指令管制業務における事後検証の実施要領について ・議題2 指令管制員の救急に係る教育の課題抽出について 	専門部会員 : 5人 オブザーバー : 3人
第3回	令和3年1月25日(月) WEB開催	<ul style="list-style-type: none"> ・議題1 指令管制業務における事後検証の実施要領について ・議題2 指令管制員の救急に係る教育の課題抽出について 	専門部会員 : 5人 オブザーバー : 8人
第4回	令和3年2月 書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・議題1 口頭指導に関する事後検証で使用する検証票について ・議題2 指令管制員の教育に係る教育修了後に実施するアンケート用紙の内容について 	専門部会員 : 5人

専門部会の概要

検討事項

事後検証体制

到達目標

指令事務協議会内に事後検証を行う仕組みを設立する。



令和3年4月から口頭指導に関する事後検証を開始するために、対象事例、書式等を検討した。

教育体制

到達目標

指令管制業務におけるメディカルコントロールのもとでの教育体制を確立する。



指令管制員の救急に係る教育カリキュラムの課題を抽出し、令和3年度から開始される教育計画に提案予定

事後検証体制と教育体制の関係性

事後検証体制



教育体制

事後検証を実施後、専門部会員、専門部会員で検証結果の内容を共有する。



検証結果から考察できる課題を抽出する。



課題を反映させた教育訓練を実施する。

事後検証体制と教育体制を連携



指令管制業務のさらなるレベルアップが期待できる。

□頭指導に関する事後検証の実施要領（専門部会案）

□頭指導に関する事後検証体制

対象事例

千葉市内で発生した救急事例（PA連携出動も同様）で、救急隊が専門部会員の属する医療機関に搬送したもののうち、以下のいずれかの項目に該当するもの（出動隊は千葉市の救急隊とします。）

- 1 通報受付時に心肺停止として認識できなかった事例
- 2 収容医療機関の医師が要検証とした事例
- 3 指令管制員が要検証とした事例
- 4 救急隊員が要検証とした事例

※専門部会員は、ちば消防共同指令センター常駐医師として勤務しています。

事後検証区分

- 一次検証・・・ちば消防共同指令センター内で実施
- 二次検証・・・専門部会員の属する医療機関で実施
- フィードバック・・・ちば消防共同指令センター指令管制員に対して実施

事後検証員

- 一次検証員：各班長、副班長を中心とした各班指令管制員
- 二次検証員：ちば消防共同指令センター常駐医師として勤務する専門部会員が属する医療機関の医師

検証票及び検証結果票

資料1、資料2

- ※専門部会員の属する医療機関
- ・千葉大学医学部附属病院
 - ・千葉県救急医療センター
 - ・あかいし脳神経外科クリニック
 - ・みつわ台総合病院
 - ・千葉市立青葉病院

イメージ図

ちば消防共同指令センター指令管制員が対象事例となる119番通報を取り扱った。
1班19人体制×4班

《検証票作成》

指令管制員は検証票を作成する。

《一次検証》

検証票を基にちば消防共同指令センター内で一次検証を実施する。

《二次検証》

一次検証終了後、専門部会員が属する医療機関に二次検証を依頼する。

《フィードバック》

全班で検証結果票の内容を共有し、教育訓練についての課題を抽出する。

《教育訓練の実施》

課題を反映させた教育訓練を実施する。

承認された場合のスケジュール

令和3年3月上旬 千葉市救急業務検討委員会委員長から各地域MC協議会会長宛てに書面を送付
各署救急隊への周知、検証対象医療機関及び指令課との調整

令和3年4月1日 □頭指導に関する事後検証の開始

検証票

検証票	受付日	年	月	日	覚知種別	救急事案番号				
	災害住所	発生場所区分	()			検証対象区分				
	種別	出動救急隊	他隊連携			収容医療機関				
	通報内容	年齢	歳	性別	外部スピーカー	その他 (理由:)				
					担当職員					
					救急資格					
					備考					
	受付	受付時刻	12:22:45	受付からの時間		()				
		指令時刻	12:22:50		0:00:05	()				
		住所確認時刻	12:23:30		0:00:45	()				
状況確認			受付からの時間	#####	()					
				#####	()					
				#####	()					
				#####	()					
指導内容			受付からの時間	#####	()					
				#####	()					
				#####	()					
				#####	()					

その他必要事項について

検証結果票	担当班	第	班	検証員	検証日	年	月	日	
	傷病者の状況確認について (聴取内容、聴取方法についてなど)								
	実施した口頭指導について (指導内容、指導方法についてなど)								
	受付～出動指令までの時間について (参考値 1分20秒)								
	受付～口頭指導までの時間について (参考値 1分40秒)								
	ハイスタンダーCPR実施者について (人の選定、適宜交代を実施したか、質についてなど)								
	その他必要事項について								
一次検証	医療機関	医師名			検証日	年	月	日	
	傷病者の状況確認について (聴取内容、聴取方法についてなど)								
	実施した口頭指導について (指導内容、指導方法についてなど)								
その他必要事項について									
フィードバック	担当班	第	班	検証員	実施日	年	月	日	
	フィードバック内容								

受付日		年 月 日			覚知種別	救急事案番号
災害住所		発生場所区分 ()			検証対象区分	
種別		隊			収容医療機関	
通報内容		歳	性別	外部スピーカー		
<ul style="list-style-type: none"> 交通・火災 運動競技 自然災害 水難・労災・一般 加害・自損・急病 転院搬送・その他 		<ul style="list-style-type: none"> 屋内 屋外 	<ul style="list-style-type: none"> 男性 女性 不明 	<ul style="list-style-type: none"> 中央第一救急隊 中央第二救急隊 宮崎救急隊 蘇我救急隊 生浜救急隊 ... 		
検証票	受付時刻	12:22:45	受付からの時間	()		
	指令時刻	12:22:50	0:00:05	()		
	住所確認時刻	12:23:30	0:00:45	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士 救急隊員の資格を有する者 応急手当指導員 		
	状況確認	12:33:44	0:10:59	<ul style="list-style-type: none"> 切替えた 切替えていない その他 		
		0:00:00	#####	<ul style="list-style-type: none"> なし 消防隊と連携 救助隊と連携 救急隊と連携 消防隊・救助隊と連携 		
		0:00:00	#####	<ul style="list-style-type: none"> 通報時に心肺停止と認識できなかった事例 搬送先医療機関医師が要検証とした事例 指令管制員が要検証とした事例 救急隊員が要検証とした事例 		
	指導内容	0:00:00	#####	<ul style="list-style-type: none"> 反応確認 呼吸確認 出血確認 異物除去 		
		0:00:00	#####	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター あかいし脳神経外科クリニック みつわ台総合病院 千葉市立青葉病院 		
		0:00:00	#####	<ul style="list-style-type: none"> 119固定 119携帯 119IP 加入固定 加入携帯 警察電話 駆付け通報 事後周知 自己覚知 その他 		
		0:00:00	#####	<ul style="list-style-type: none"> 胸骨圧迫 AED 異物除去 熱傷・電撃傷 けいれん 止血 指趾切断 回復体位 		
その他必要事項について						

検証結果票	担当班	第 班	検証員	検証日	年	月	日
	傷病者の状況確認について（聴取内容、聴取方法についてなど）				<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 . 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 . 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 .
	実施した口頭指導について（指導内容、指導方法についてなど）				<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 4 		
	受付～出勤指令までの時間について （参考値 1分20秒）						
	受付～口頭指導までの時間について （参考値 1分40秒）						
	ハイスタンダー実施者について（人の選定、適宜交代を実施したか、質についてなど）						
その他必要事項について							

二次検証票	医療機関	医師名	検証日	年	月	日	
	傷病者の状況確認について（聴取内容、聴取方法についてなど）				<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 . 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 . 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 .
	実施した口頭指導について（指導内容、指導方法についてなど）				<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター あかいし脳神経外科クリニック みつわ台総合病院 千葉市立青葉病院 		
その他必要事項について							

フィードバック	担当班	第 班	検証員	実施日	年	月	日
	フィードバック内容				<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 . 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 . 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 3 .

議題2

救急隊員再教育体制の変更について

議案要旨

現在の救急隊員再教育は、平成28年4月から開始され、年間を通じての研修生の受入れについて市内医療機関に御協力いただいているところです。

千葉大学医学部附属病院救命救急センターの開設、さらには千葉市立青葉病院の受入体制の見直しに伴い、令和3年4月からの救急隊員再教育体制の変更について、御審議をお願いするものです。

現在の再教育体制

現在の再教育体制

現在の体制は、平成27年度の千葉県救急業務検討委員会で承認され、平成28年4月から開始された。

		救急救命士	一般救急隊員
再教育の時間数の計		2年間に160時間以上とする。	1年間に80時間以上とする。
病院 実習	実施医療機関	1. 市立青葉病院ワークステーション（以下「青葉病院WS」） 2. 千葉大学医学部附属病院 3. 国立病院機構千葉医療センター 4. みつわ台総合病院 5. 千葉中央メディカルセンター	青葉病院WS
	時間数	1. 2年間の病院実習を青葉病院WSのみで行う場合 2年間で102時間 （1日17時間×6日） 2. 2年間の病院実習を青葉病院WSとその他の医療機関で行う場合 2年間で116時間 （1日17時間×4日 +1日24時間×2日）	1年間で51時間 （1日17時間×3日）

現在の再教育時間数

教育区分	救急救命士（2年間）		一般救急隊員（1年間）
	青葉病院WS	青葉病院WSと青葉病院WS以外	青葉病院WS
病院実習	102時間 （17時間×6日）	116時間 （17時間×4日 +24時間×2日）	51時間 （17時間×3日）
WSでの実習	42時間 （7時間×6日）	28時間 （7時間×4日）	21時間 （7時間×3日）
その他の日常的な教育	16時間以上	16時間以上	8時間以上
計	160時間以上	160時間以上	80時間以上

事務局案

現在の再教育体制

		救急救命士	一般救急隊員
再教育の 時間数の計		2年間に160時間以上とする。	1年間に80時間以上とする。
病院 実習	実施 医療 機関	1. 青葉病院WS 2. 千葉大学医学部附属病院 3. 国立病院機構千葉医療センター 4. みつわ台総合病院 5. 千葉中央メディカルセンター	青葉病院WS
	時間 数	1. 2年間の病院実習を青葉病院WS のみで行う場合 2年間で102時間 (1日17時間×6日) 2. 2年間の病院実習を青葉病院WS とその他の医療機関で行う場合 2年間で116時間 (1日17時間×4日 +1日24時間×2日)	1年間で51時間 (1日17時間×3日)



事務局案

		救急救命士	一般救急隊員
再教育の 時間数の計		2年間に130時間以上とする。	1年間に65時間以上とする。
病院 実習	実施 医療 機関	1. 青葉病院WS 2. 千葉大学医学部附属病院 3. 国立病院機構千葉医療センター 4. みつわ台総合病院 5. 千葉中央メディカルセンター	青葉病院WS
	時間 数	1. 2年間の病院実習を青葉病院WS と青葉病院WS以外で行う場合 2年間で82時間 (1日17時間×2日 +1日24時間×2日) 2. 2年間の病院実習を青葉病院WS 以外のみで行う場合 2年間で96時間 (1日24時間×2日 +1日24時間×2日)	1年間で34時間 (1日17時間×2日間)

現在の再教育時間数

	救急救命士 (2年間)		一般救急隊員 (1年間)
	青葉病院WS	青葉病院WSと青葉病 院WS以外	青葉病院WS
病院実習	102時間 (17時間×6日)	116時間 (17時間×4日 +24時間×2日)	51時間 (17時間×3日)
WSでの 実習	42時間 (7時間×6日)	28時間 (7時間×4日)	21時間 (7時間×3日)
その他の日常 的な教育	16時間以上	16時間以上	8時間以上
計	160時間以上	160時間以上	80時間以上



事務局案

	救急救命士 (2年間)		一般救急隊員 (1年間)
	青葉病院WSと青葉病 院WS以外	青葉病院WS以外	青葉病院WS
病院実習	82時間 (17時間×2日 +24時間×2日)	96時間 (24時間×2日 +24時間×2日)	34時間 (17時間×2日)
WSでの 実習	14時間 (7時間×2日)		14時間 (7時間×2日)
その他の日常 的な教育	20時間以上	20時間以上	10時間以上
所属での 座学	14時間	14時間	7時間
計	130時間以上	130時間以上	65時間以上

改正ポイント

- 年間2当直の研修
- 青葉病院WSでの病院実習を縮小
- 千葉大学医学部附属病院が救命センター開設に伴い、病院実習の受入体制が確保できたことから病院実習を拡大
- 所属での座学の実施
- その他の日常的な教育の時間数の増加

国から通知されている「救急救命士資格を有する救急隊員の再教育は、2年間で128時間以上のうち、病院実習を2年間で48時間程度を充てる」はクリアしている。

議題 3

ちば消防共同指令センター常駐医師の委嘱に関する要件の変更について

議案要旨

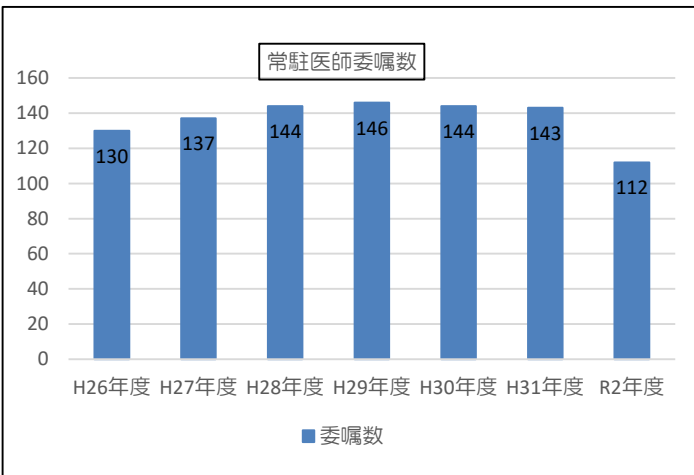
指令センターに医師が24時間体制で常駐し、救急救命士に対する指示をはじめ、救急隊員への医学的な指導・助言を行う常駐医師体制が、平成15年10月1日に開始されました。

今回、常駐医師の委嘱数増員のため、委嘱に関する要件の変更について、審議をお願いするものです。

○資料1 ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分等取扱要綱

常駐医師について

委嘱数の現状

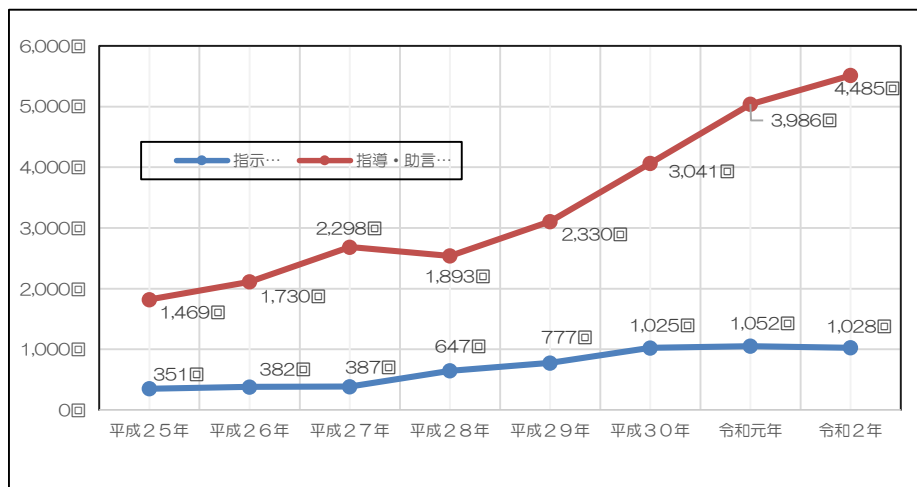


- ・平成30年度から減少し、令和2年度については、前年度に比べて大幅に減少している。
- ・ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分取扱要綱第9条第2項には「一の常駐医師が勤務する時間数は、月57時間以内とする。」とあるため、一月に勤務できる時間数及び日数が限られている。



救急課員と各医療機関の担当者として、毎月の常駐医師勤務予定を調整しているが、苦慮しているのが現状である。

救急救命士に対する指示、救急隊員への指導・助言の回数



- ・指示回数は、平成30年から1,000回を超えている。
- ・指導・助言回数は、平成28年から年々増加している。
- ・令和2年（1日平均）
指示回数：2.8回
指導・助言回数：12.3回



救急活動において、常駐医師が関与することは救急活動の一部になっているため、今後も増加することが予想される。

常駐医師の委嘱に関する要件（事務局案）

ちば消防共同指令センター常駐医師の委嘱に関する要件を変更し、常駐医師の委嘱数を増やしたい。

新旧対照表（ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分取扱要綱）

改正前	改正後
<p>（資格要件） 第4条 常駐医師は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許を有する者のうち、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1）5年以上の臨床経験を有し、かつ救急業務に対して理解を示している者</p> <p>（2）救急救命士が行う救急救命処置の内容を理解し、その行為を行うために必要な指示を行える者</p> <p>（3）救急隊員及び指令管制員に対して、的確な指示若しくは指導又は助言が行える者</p>	<p>（資格要件） 第4条 常駐医師は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許を有する者のうち、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1）5年以上の臨床経験を有し、かつ救急業務に対して理解を示している者。又は救急科専攻医として1年以上の経験を有する者。</p> <p>（2）救急救命士が行う救急救命処置の内容を理解し、その行為を行うために必要な指示を行える者</p> <p>（3）救急隊員及び指令管制員に対して、的確な指示若しくは指導又は助言が行える者</p>

救急科専攻医として1年以上の経験を有する者とした理由

救急科領域専門研修プログラムの年度毎の知識・技能・態度の修練プロセス

専門研修1年目	専門研修2年目	専門研修3年目
<ul style="list-style-type: none"> 基本的診療能力（コアコンピテンシー） 救急診療における基本的知識・技能 集中治療における基本的知識・技能 病院前救護・災害医療における基本的知識・技能 必要に応じて他科ローテーションによる研修 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的診療能力（コアコンピテンシー） 救急診療における応用的知識・技能 集中治療における応用的知識・技能 病院前救護・災害医療における応用的知識・技能 必要に応じて他科ローテーションによる研修 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的診療能力（コアコンピテンシー） 救急診療における実践的知識・技能 集中治療における実践的知識・技能 病院前救護・災害医療における実践的知識・技能 必要に応じて他科ローテーションによる研修

専門研修1年目修了時には、**病院前救護・災害医療の基本的知識を習得しているため**、常駐医師として委嘱しても、救急活動の質が低下しないと判断した。

ちば消防共同指令センターに常駐する医師の就業及び身分等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県消防救急業務規程（昭和57年千葉県消防局訓令（甲）第8号）第17条の2第2項の規定に基づき、ちば消防共同指令センター（以下「共同指令センター」という。）に常駐する医師（以下「常駐医師」という。）の就業及び身分等の取扱に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱に定めるもののほか、常駐医師の就業及び身分等に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(身分)

第2条 この要綱において常駐医師の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する「非常勤の嘱託員」とする。

(業務内容)

第3条 常駐医師は、共同指令センターに常駐し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する救急救命処置に係る具体的な指示
- (2) 救急隊員（救急救命士を含む。以下同じ。）への助言
- (3) 119番受信時の通報内容に基づく救急隊員への事前助言
- (4) 救急事故現場及び搬送途上における応急処置に関する助言
- (5) 指令管制員が行う口頭指導に関する助言
- (6) 医療機関選定時における助言及び医師の裁量による医療機関への収容依頼
- (7) その他、業務遂行上医師の関与を必要とする場合の助言

(資格要件)

第4条 常駐医師は、医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許を有する者のうち、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 5年以上の臨床経験を有し、かつ救急業務に対して理解を示している者
 - (2) 救急救命士が行う救急救命処置の内容を理解し、その行為を行うために必要な指示を行える者
 - (3) 救急隊員及び指令管制員に対して、的確な指示若しくは指導又は助言が行える者
- (委嘱)

第5条 常駐医師は、所属する医療機関の長又は千葉市医師会長の推薦を受けた者の中から、消防局警防部救急課長（以下「救急課長」という。）の内申に基づき消防長が委嘱する。ただし、前条に規定する資格要件を備え、医療機関又は千葉市医師会に所属していない者については、自薦によることができるものとする。

2 救急課長は、常駐医師として推薦等を受けた者に対し、内申に必要な次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 医師免許証の写し
- (3) その他消防長が必要と認めるもの

3 救急課長は、委嘱に係る決裁に勤務条件通知書（様式第1号）を添付し、消防局総務部人事課長（以下「人事課長」という。）の合議を経て委嘱の手続きを行う。

4 消防長は委嘱に際し、委嘱状を交付するものとする。

(解嘱)

第6条 消防長は、常駐医師が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。この場合において、消防長は常駐医師に対し、解嘱状を交付する。

- (1) 常駐医師が退職を願い出たとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 職務の遂行に必要な適格性を欠くとき。
- (4) その他消防長が必要と認めたとき。

2 救急課長は、前項の規定により常駐医師を解嘱するときは、人事課

長の合議を経て解嘱の手続きを行う。

(委嘱期間)

第7条 常駐医師の委嘱期間は、会計年度（4月1日に始まり翌年の3月31日までをいう。）の1年以内とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

(服務)

第8条 常駐医師は、職務の遂行にあたっては、法令等及び職務上の命令に従い、これに専念しなければならない。

2 常駐医師は、その職の信用を傷つけ、又は職全体に不名誉となる行為をしてはならない。

3 常駐医師は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務時間)

第9条 常駐医師の勤務時間の始期は8時00分とし、終期は翌日の8時00分とする。

2 一の常駐医師が勤務する時間数は、月57時間以内とする。

3 常駐医師の勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。ただし、消防長が必要と認める場合には別に勤務時間を指定することができる。

(勤務日等の指定)

第10条 救急課長は、常駐医師の勤務日及び勤務時間を前月25日までに勤務時間指定表（様式第2号）により指定し、勤務日及び勤務時間の指定について（様式第3号）により常駐医師に通知する。

2 救急課長は、勤務状況調書（様式第4号）を備え、常駐医師の勤務状況を管理する。

3 常駐医師は、やむを得ない事由により指定された勤務日及び勤務時間を変更する場合は、救急課長に届け出なければならない。

4 救急課長は、指定した勤務日及び勤務時間を必要に応じて変更することができる。この場合は、勤務日及び勤務時間の変更について（様式第5号）により常駐医師の中から新たに指定する。

(報酬等)

第11条 常駐医師に対し支払う報酬等の取扱は別に定める。

(公務災害等)

第12条 常駐医師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、千葉市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年千葉市条例第55号）に定めるところにより行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

第9条関係

時間区分		開始時間	終了時間	時間数
勤務時間	昼勤	8時00分	18時30分	9時間30分
	夜勤	18時30分	8時00分	12時間
休憩時間	昼勤	12時00分	13時00分	1時間
	夜勤	23時00分	0時30分	1時間30分

報告 1

新型コロナウイルス感染症への対応について

報告要旨

新型コロナウイルス感染症への対応状況について報告します。

- 資料 1-1 新型コロナウイルス感染症関連の出動状況
- 資料 1-2 搬送困難事例への対応

新型コロナ関連出動件数累計(R2.1～R3.2)

※R3.2は15日現在までの数値

		計		合計
陽性者等	確定患者	182	211	1119
	疑似症患者	9		
	濃厚接触者	20		
疑い患者		908		

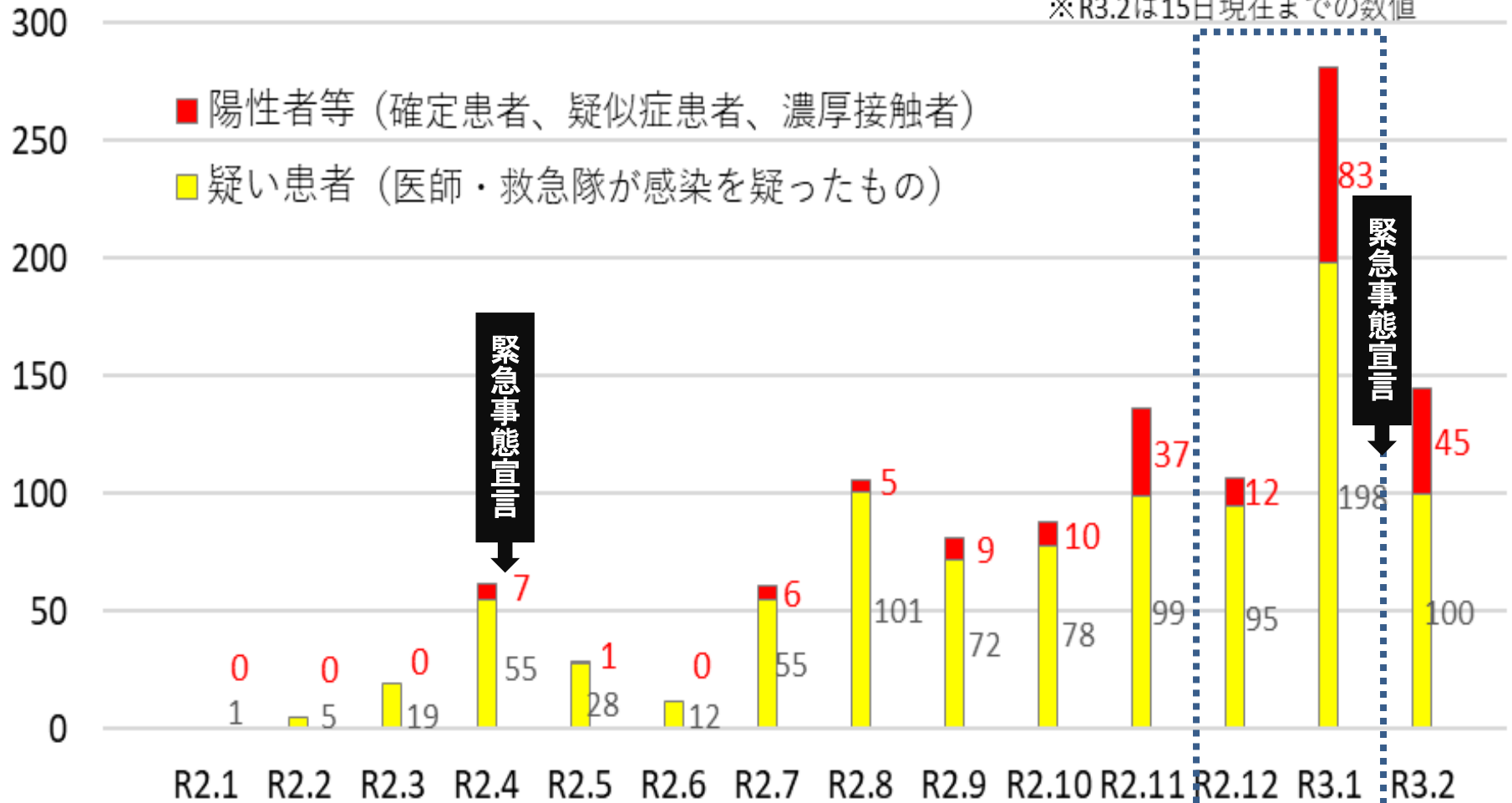
陽性者等（確定患者、疑似症患者、濃厚接触者）

疑い患者（医師・救急隊が感染を疑ったもの）

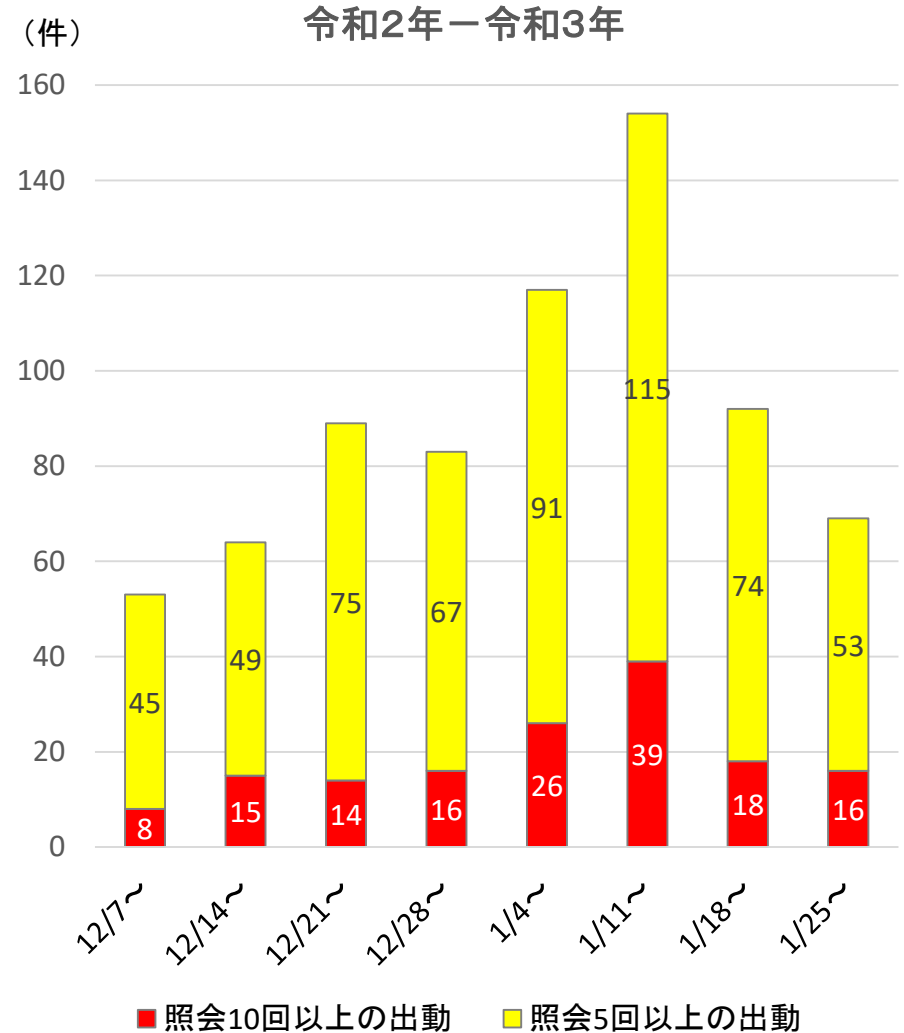
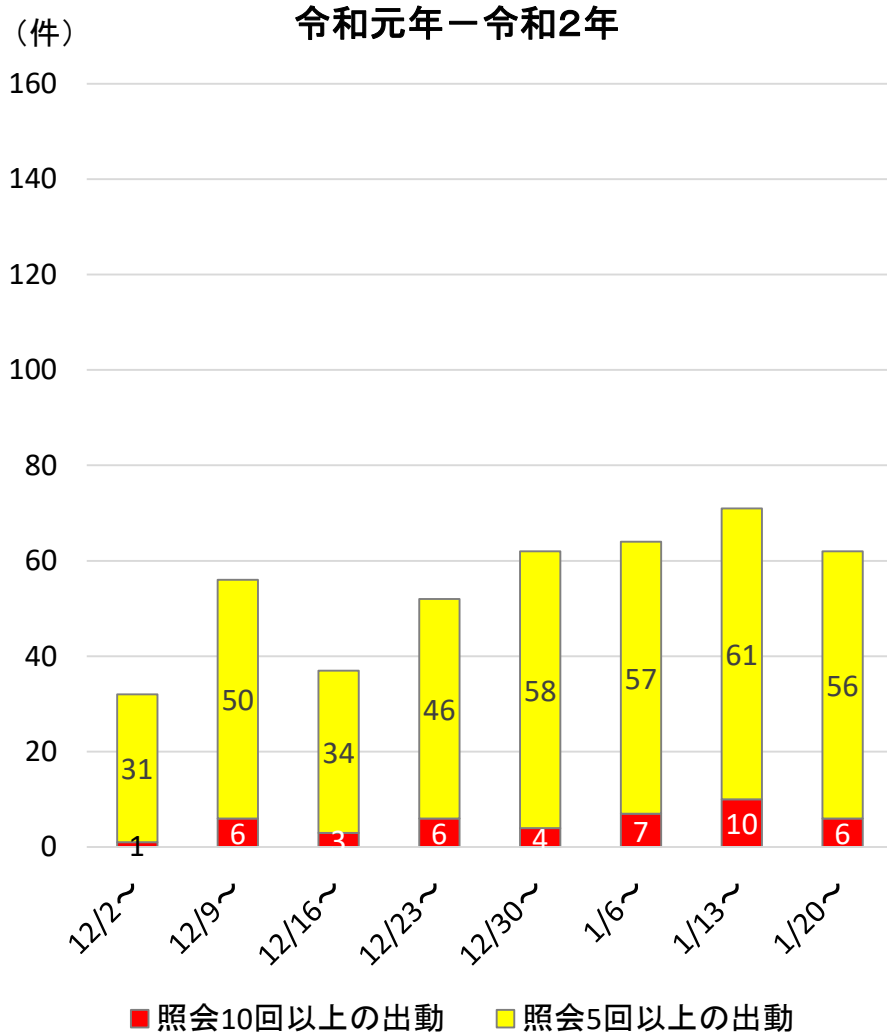
新型コロナウイルス関連出動件数の月別推移 (R2.1~R3.2)

※R3.2は15日現在の数値

- 陽性者等 (確定患者、疑似症患者、濃厚接触者)
- 疑い患者 (医師・救急隊が感染を疑ったもの)



週別医療機関照会回数毎(5回以上・10回以上)搬送件数比較



●市内主要医療機関への状況説明及び受入協力依頼

依頼文の手交（令和3年1月15日～2月4日）

「救急患者の受入強化について（御依頼）」

令和3年1月15日付け千葉市消防局長・千葉大学医学部附属病院長通知（2千消救第1095号）

《対象》

29医療機関

- ・市内救急告示医療機関（24病院＋2診療所）
- ・2020年中救急搬送人員100人以上の医療機関（3病院）を対象

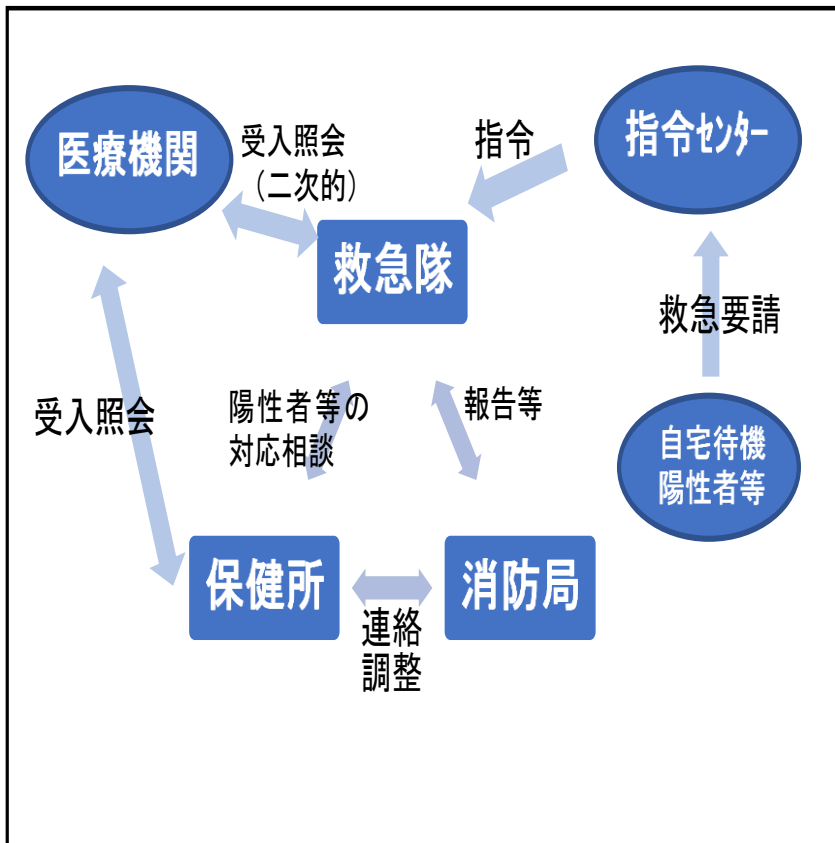
《概要》

- ・新型コロナに関する救急の現状を説明
- ・千葉大学医学部附属病院救命救急センターから回復期に入った患者の転院受入への協力を依頼

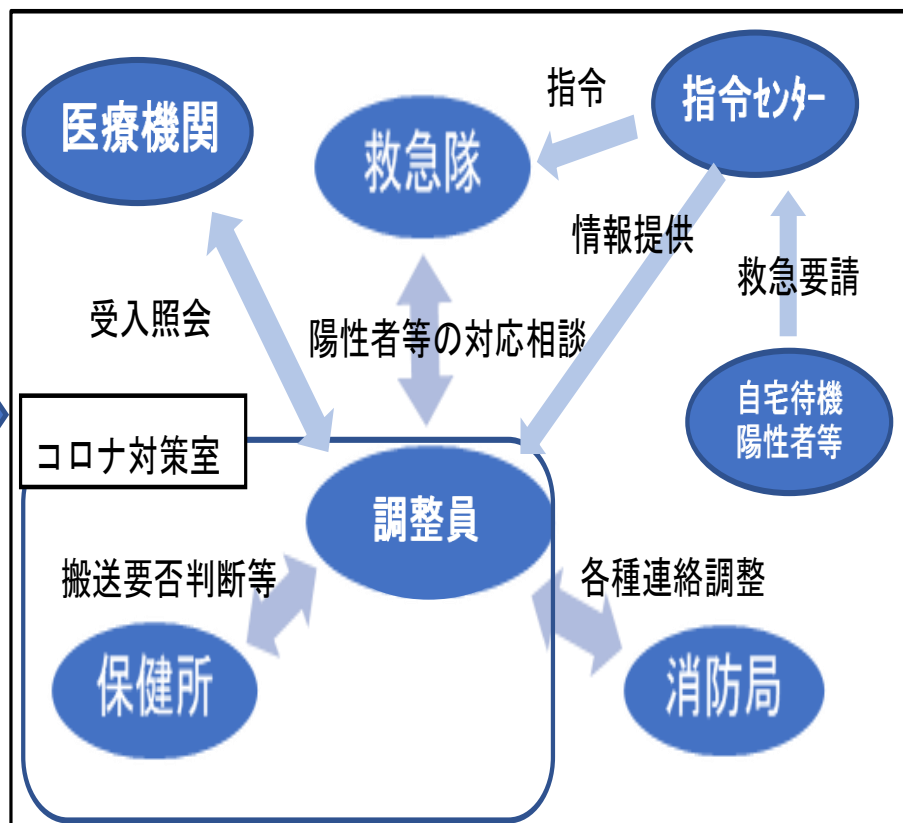
● 千葉市保健所への調整員(リエゾン)の派遣

<目的> 情報共有の迅速化、傷病者搬送の円滑化

派遣前



派遣後



派遣期間 令和3年1月18日(月)～
対応時間 24時間対応

派遣先 千葉市保健所新型コロナウイルス対策室
派遣人員 救急救命士5人

●千葉市保健所への調整員(リエゾン)の派遣

調整員対応実績(令和3年2月15日現在)

110人(搬送88人、不搬送23人)

※不搬送の傷病者に対し、保健所の判断により
パルスオキシメーターを救急隊が配布する場合あり。
(調整員が仲介)

報告2

令和2年主要業務（事後検証、指示・指導及び助言並びに教育）の実施状況について

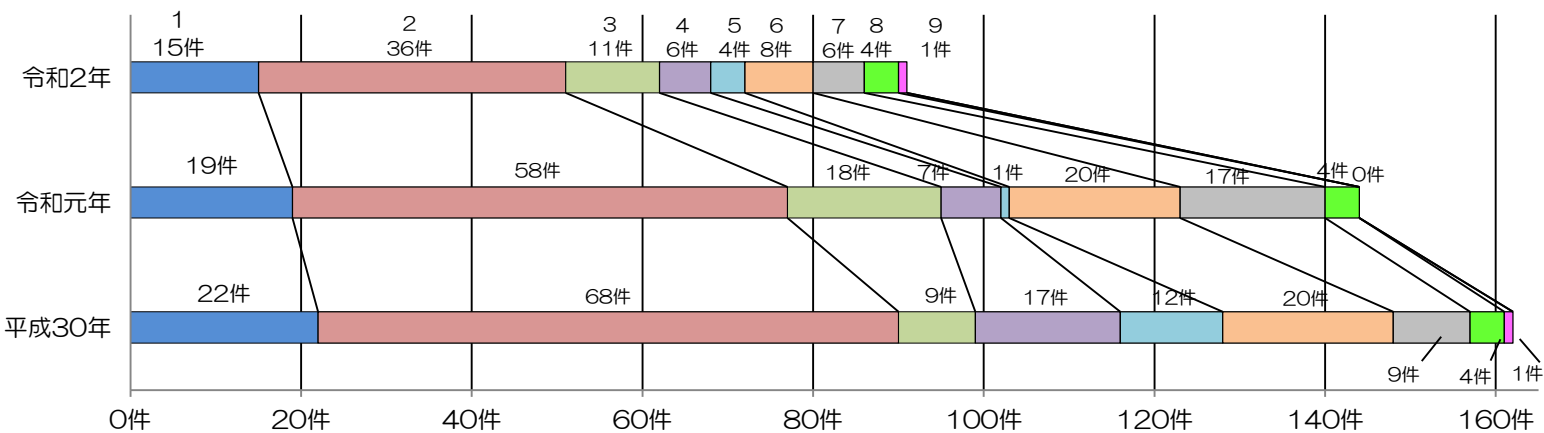
報告要旨

令和2年中の救急活動事後検証、指示・指導及び助言並びに教育の実施状況について報告するものです。

救急活動事後検証の実施状況（令和2年中）

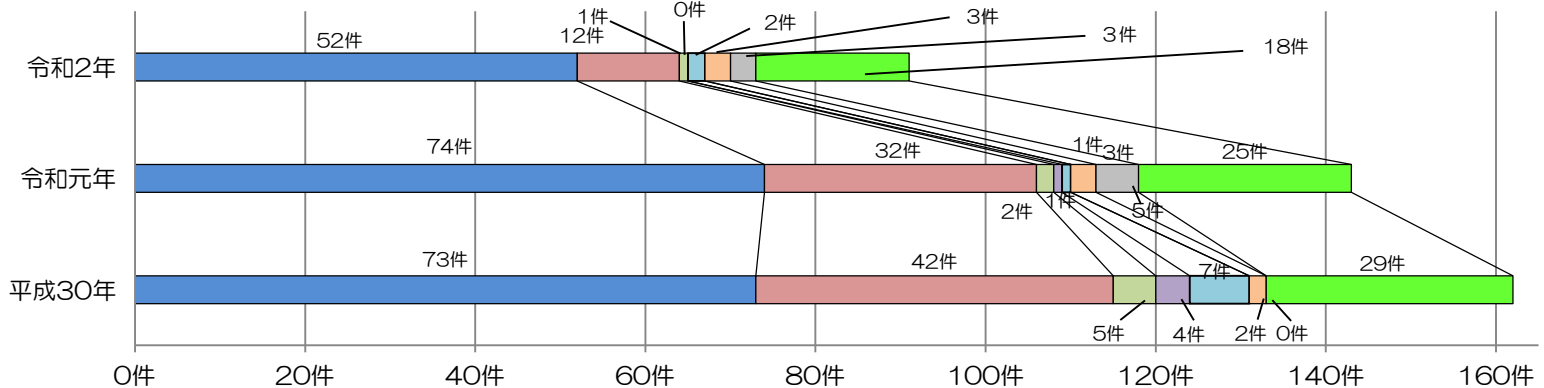
●検証対象区分別

1	2	3	4	5
目撃あり且つバイスタンダー処置があった症例	除細動・アドレナリン投与・気管挿管施行症例	外傷症例のうち意識レベルがJCS100以上又はショックの症例	心肺停止前の静脈路確保及び輸液施行症例	ブドウ糖溶液投与施行症例
6	7	8	9	10
医師が要検証と判定した症例	救急隊員が要検証と判断した症例	ヘリコプターによる救急活動症例	社会的影響が高いと認められる症例	所管課が検証を必要と認めた症例

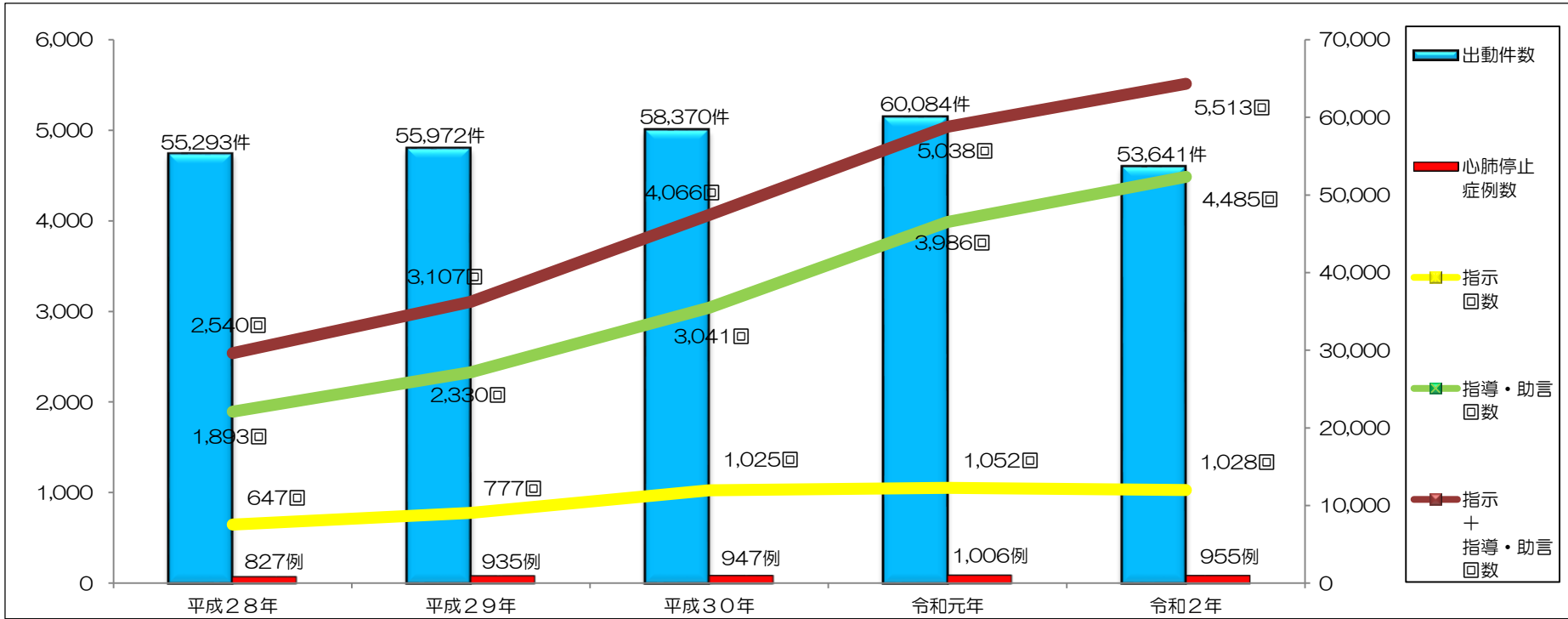


●二次検証医療機関別

1	2	3	4
千葉大学医学部附属病院	千葉県救急医療センター	国立病院機構千葉医療センター	千葉メディカルセンター
5	6	7	8
千葉中央メディカルセンター	みつわ台総合病院	千葉市立海浜病院	千葉市立青葉病院



指示・指導及び助言の実施状況（令和2年中）



	指示回数	前年比	指導・助言回数	前年比	指示+指導・助言回数	前年比	出動件数	前年比	心肺停止症例数	前年比
平成28年	647回	69.4%	1,893回	9.4%	2,540回	20.3%	55,293件	4.4%	827例	-8.0%
平成29年	777回	20.1%	2,330回	23.1%	3,107回	22.3%	55,972件	1.2%	935例	13.1%
平成30年	1,025回	31.9%	3,041回	30.5%	4,066回	30.9%	58,370件	4.3%	954例	2.0%
令和元年	1,052回	2.6%	3,986回	31.1%	5,038回	23.9%	60,084件	2.9%	1,006例	5.5%
令和2年	1,028回	-2.3%	4,485回	12.5%	5,513回	9.4%	53,641件	-10.7%	955例	-5.1%

令和2年

	指示	指導・助言	医療機関 交渉	合計
昼間帯	524回	2,292回	0回	2,816回
夜間帯	504回	2,193回	0回	2,697回
合計	1,028回	4,485回	0回	5,513回
1日平均	2.8回	12.3回	0回	15.1回

※ 昼間帯は8時00分から18時30分まで、
夜間帯は18時30分から翌日8時00分まで
※ 「指導・助言」には、「報告」を含む。

まとめ

- 「救急救命処置に対する指示回数」は、1,028回（1日平均2.8回）であり、前年と比較すると2.3%減少
- 「指導・助言回数（報告含む）」は、4,485回（1日平均12.3回）であり、前年と比較すると12.5%増加



前年と比べ、出動件数及び心肺停止症例数が減少しているため指示回数は減少しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で医療機関照会に難渋したことから、指導・助言回数が増加したと考えられる。

救急隊員教育の実施状況（令和2年度中）

令和3年1月末現在

※ 各実習の実習者数については、今年度内に実習修了予定の者を含む。

救急救命士就業前病院研修

- 実施期間
令和2年7月15日（水）から8月16日（日）まで
- 実施場所
千葉大学医学部附属病院、千葉県救急医療センター、青葉病院WS
- 研修者数
10人
うち、令和元年度救急救命士免許取得者：3人
平成29年度救急救命士免許取得者：7人※
※ 平成29年度新規採用者

再教育病院実習

- 実施場所
 - ・救急救命士：千葉大学医学部附属病院、千葉中央メディカルセンター、みつわ台総合病院、青葉病院WS
 - ・救急救命士以外の救急隊員：青葉病院WS
- 実習者数
 - ・救急救命士：118人
 - うち、青葉病院WS3当直：98人
 - 青葉病院WS以外の医療機関2当直+青葉病院WS1当直：20人
(千葉大学医学部附属病院：6人、みつわ台総合病院：7人、千葉中央メディカルセンター：7人)
 - ・救急救命士以外の救急隊員：156人

気管挿管病院実習

- 実施場所
千葉大学医学部附属病院
みつわ台総合病院
- 実習者数
5人

AWS病院実習

- 実施場所
みつわ台総合病院
- 実習者数
3人（予定）

アドレナリン投与病院実習

- 実施場所
青葉病院WS
- 実習者数
11人（就業前病院実習10人を含む）

各認定取得状況

- ・気管挿管認定・・・・・・・・ 3人
- ・AWS認定・・・・・・・・ 7人
- ・アドレナリン投与認定・・・10人
- ・処置範囲拡大二行為認定・・・10人

※ 前年度に実習等を受け今年度に認定を取得した者を含む。



現数

- 全救急救命士数・・・・・・・・ 202人（うち、従事者136人）
- 気管挿管認定・・・・・・・・ 109人（うち、従事者 76人）
- AWS認定・・・・・・・・ 93人（うち、従事者 69人）
- アドレナリン投与認定・・・179人（うち、従事者134人）
- 処置範囲拡大二行為認定・・・172人（うち、従事者134人）